

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\frac{④ \times \text{みなし仕入率}}{((⑭ \times 90\% + ⑮ \times 80\% + ⑯ \times 70\% + ⑰ \times 60\% + ⑱ \times 50\% + ⑲ \times 40\%) / ⑬)}$	⑳				

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\frac{((⑦F/⑥F \cdot ⑧F/⑥F \cdot ⑨F/⑥F \cdot ⑩F/⑥F \cdot ⑪F/⑥F \cdot ⑫F/⑥F) \geq 75\%)}{④ \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$	㉑				

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F+⑧F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 80\% / ⑬))}{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 80\% / ⑬))}$	㉒			
第一種事業及び第三種事業 (⑦F+⑨F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 70\% / ⑬))}{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 70\% / ⑬))}$	㉓			
第一種事業及び第四種事業 (⑦F+⑩F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 60\% / ⑬))}{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 60\% / ⑬))}$	㉔			
第一種事業及び第五種事業 (⑦F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 50\% / ⑬))}{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 50\% / ⑬))}$	㉕			
第一種事業及び第六種事業 (⑦F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 40\% / ⑬))}{④ \times ((⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 40\% / ⑬))}$	㉖			
第二種事業及び第三種事業 (⑧F+⑨F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 70\% / ⑬))}{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 70\% / ⑬))}$	㉗			
第二種事業及び第四種事業 (⑧F+⑩F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 60\% / ⑬))}{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 60\% / ⑬))}$	㉘			
第二種事業及び第五種事業 (⑧F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 50\% / ⑬))}{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 50\% / ⑬))}$	㉙			
第二種事業及び第六種事業 (⑧F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 40\% / ⑬))}{④ \times ((⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 40\% / ⑬))}$	㉚			
第三種事業及び第四種事業 (⑨F+⑩F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 60\% / ⑬))}{④ \times ((⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 60\% / ⑬))}$	㉛			
第三種事業及び第五種事業 (⑨F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 50\% / ⑬))}{④ \times ((⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 50\% / ⑬))}$	㉜			
第三種事業及び第六種事業 (⑨F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 40\% / ⑬))}{④ \times ((⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 40\% / ⑬))}$	㉝			
第四種事業及び第五種事業 (⑩F+⑪F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 50\% / ⑬))}{④ \times ((⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 50\% / ⑬))}$	㉞			
第四種事業及び第六種事業 (⑩F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 40\% / ⑬))}{④ \times ((⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 40\% / ⑬))}$	㉟			
第五種事業及び第六種事業 (⑪F+⑫F)/⑥F ≥ 75%	$\frac{④ \times ((⑱ \times 50\% + (⑬ - ⑱) \times 40\% / ⑬))}{④ \times ((⑱ \times 50\% + (⑬ - ⑱) \times 40\% / ⑬))}$	㊱			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(㉒～㊱) の中から選択した金額	㊲			

※1 貸倒回収に係る消費税額(2欄)、及び売上対価の返還等に係る消費税額(3欄)がいずれも0の場合、簡便法を使用します。

※2 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、第4種の簡易課税用消費税コード(114、314、614、634)へ置き換えて集計されます。

付表5-2 控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間		氏名又は名称		
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額 ①				
貸倒回収に係る消費税額 ②				
売上対価の返還等に係る消費税額 ③				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④				

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤				

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥				
第一種事業（卸売業） ⑦			(111+611-311-631) × 100/108	
第二種事業（小売業） ⑧			(112+612-312-632) × 100/108	
第三種事業（製造業等） ⑨			(113+613-313-633) × 100/108	
第四種事業（その他） ⑩			(114+614-314-634) × 100/108	
第五種事業（サービス業等） ⑪			(115+615-315-635) × 100/108	
第六種事業（不動産業） ⑫			(116+616-316-636) × 100/108	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬				
第一種事業（卸売業） ⑭			7×6.3/100	
第二種事業（小売業） ⑮			8×6.3/100	
第三種事業（製造業等） ⑯			9×6.3/100	
第四種事業（その他） ⑰			10×6.3/100	
第五種事業（サービス業等） ⑱			11×6.3/100	
第六種事業（不動産業） ⑲			12×6.3/100	

※1 貸倒回収に係る消費税額(2欄)、及び売上対価の返還等に係る消費税額(3欄)がいずれも0の場合、簡便法を使用します。

※2 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、第4種の簡易課税用消費税コード(114、314、614、634)へ置き換えて集計されます。